

第 1 1 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日（木）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員 19名
欠席委員 0名
4. 議事日程 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
事務局長代理 後藤 行志
係長 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶
議長	只今から第11回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に1番 島田 豊委員、3番 宇藤 欣喜委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上10件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	では地元委員の説明をお願いします。
8番	農地法第3条の規定による許可申請について8番がお答えいたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所については■■■■の西■■■■mの所の道を上に■■■■m程上ったところ。所有権移転売買となっております。よろしくお願ひします。
8番	2、3、4についてお答えいたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。場所については、■■■■の所の東の道を上って、ちょうど山が切れた時点の場所一帯でございます。2番の字(あざ)名が違っておりますが、ここは畦越しで隣どうしの字でございます。所有権移転売買となっておりますのでよろしくお願ひします。

<p>8 番</p> <p>3 番</p> <p>9 番</p> <p>1 4 番</p> <p>1 7 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3 番 4 番につきましても譲受人、譲渡人は記載のとおりでございますが、字東免と免の上はこの [] の道を上った一帯でございます。所有権移転売買となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>5 番につきまして 3 番がご説明いたします。譲渡人、譲受人は親子関係でありまして所有権移転贈与となっております。場所は中松の [] の南側で圃場整備内になっております。ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>6 番につきまして 9 番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりでございます。親子関係でございます、場所は家屋敷周りでございます。使用貸借権設定 5 年になっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、7 番 8 番につきまして 1 4 番が説明致します。譲渡人、譲受人記載のとおりでございます。8 番については田んぼが隣にちょうどあるということで売買になっております。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号 9、1 0 番について 1 7 番が説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請地は議案書記載のとおりです。譲受人は新規就農であり以前から譲渡人とブルーベリー園の手伝いをされており、賃借後はブルーベリーの作付予定となっておりますのでご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>1 9 番</p>	<p>続きまして議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上 1 件、ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号番号 1 について 1 9 番がご説明致します。申請人、申請の土地は記載のとおりでございます。申請地は [] から西へ [] m に位置しています。申請人はご高齢なので狭い農地の管理が難しいということでした。転用後はくぬぎを植えたいということです。排水の問題はなく、隣接地所有者の同意も取れておりますので問題はないものと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>18番</p> <p>19番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上3件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第3号番号1について18番がご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、この度、実家の隣にある農地に譲受人である次男が一般住宅を建設されることになりました。</p> <p>つづきまして番号2の案件も同じく親子関係であり、現在、譲受人である長男が■■■■町に居住されていますが、この度、■■■■地区の■■■■号線沿いにあります■■■■の下に位置する農地の一角に一般住宅を建設されることになりました。2つの案件とも計画実施においては給排水計画も協議調整されており、問題ないものと思っておりますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第3号3番について19番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については記載のとおりでございます。譲受人は地震の影響で家を失くされ、新しく住宅を建てたいと安全な土地を探されていたところ親戚関係にある譲渡人と話し合いがもたれ、双方合意の下、今回の申請となりました。申請地は■■■■より東に■■■■m以内ということで第三種農地となり、給排水も問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、番号1番から16番と番号27番から29番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上新規案件19件、再設定10件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	では地元委員の説明をお願いします。
7番	1番の案件を7番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲渡人は職務柄、耕作が困難ということで、近所の人に耕作をしてもらうということで賃借権設定5年ということです。ご審議よろしくお願ひします。
1番	2番につきまして1番が説明します。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲受人が以前から小作されておりましたが、この度賃借権設定5年の申請がされております。ご審議方よろしくお願ひします。
8番	3番について、8番がお答えします。譲渡人は高齢で、譲受人の知り合いの方に依頼されましたら快く引き受けられました。賃借権設定5年となっております。よろしくお願ひします。 4番について、譲渡人の息子さんが農業をされておられませんので、知り合いの譲受人の方に頼まれたところ引き受けられました。賃借権設定5年となっております。よろしくお願ひします。 5番について、譲渡人の方は高齢で農業ができるような状況ではございませんので、譲受人の近くに作られております方に頼まれたところ快く引き受けられたということで、賃借権設定5年となっております。ご審議の方よろしくお願ひ致します。
6番	6番7番につきまして、6番がご説明申し上げます。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございますが、今回、身内でもあります方にお互い契約がすんでおりますので、賃借権設定10年となっております。6番と7番の違いにつきましては、6番の2筆につきましては相続が終わっておりまして譲渡人本人の土地になっておりますが、7番の7筆の土地につきましては相続がまだ終わっておらず、相続人の同意が3分の2必要でございますので、その同意をつけて今回基盤強化法の設定10年にあがっております。 8番につきましてご説明申し上げます。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。これにつきましては、譲受人とは従兄弟同士でございますが、譲渡人は相続を受けたいけれどもどうしても農業ができないということで、今回従兄弟の譲受人に賃借権設定3年の契約がされております。以上ご審議方よろしくお願ひ致します。

12番	<p>議案第4号9番につきまして12番が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は議案書のとおりでございます。譲渡人のお父さんが去年亡くなられてまして、譲渡人の方は仕事柄農業が困難ということで、同じ集落の中に住んでおられる譲受人の方が快く引き受けてもらいまして賃借権設定10年の合意がなされております。よろしく申し上げます。</p>
11番	<p>続きまして10番、11番、12番について11番がご説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親戚関係にございまして、親御さんたちが亡くなり■■■■が頑張っておられましたけども、どうしても困難ということでこのたび賃借権設定10年の申請がされております。</p> <p>12番については、同じ地区ということで今まで■■■■がされておりましたが荒れてしまうということで、どうしてもお願いしたいということで合意がなされております。賃借権設定10年です。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
19番	<p>番号13について19番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人はご高齢のため、親子関係にある譲受人が管理をしたいということで、使用賃借権設定10年の契約となっておりますので、よろしくお願い致します。</p>
17番	<p>14番について17番が説明致します。譲渡人と譲受人並びに申請地は議案書記載のとおりです。譲渡人、譲受人との間で合意がなされ、賃借権設定20年の小作契約を申請されております。飼料作物の作付予定となっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
18番	<p>番号15、16について18番がご説明致します。譲渡人はご高齢のため作付面積の規模縮小を希望されており、番号15、16のそれぞれの譲受人との間で5年間の賃借権設定が行われることになりました。譲受人は2件とも新規就農者で地区にも十分打ち解けられておりまして、営農にもしっかり頑張っておられます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第4号27番、28番、29番について事務局からご説明申し上げます。こちらは3件とも農地中間管理機構を通しての賃借権設定10年となっております、すべて同一の方への貸付予定となっております。28番と29番について、譲渡人は親戚関係で県外居住の方もあり、今後の農地の管理を考えられて申し合わせての貸付を申請されております。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>では議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

議長	全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。
議長	<p>以上で議案の審議は終了致しましたが、6月総会の日程を決めたいと思いますが、6月10日が日曜日でございますので、8日の金曜か、11日の月曜日どちらがいいでしょうか？</p> <p>では6月の開催日は6月11日に決定いたします。</p> <p>私から一点いいですか。経営基盤強化の移動の理由のところですが、賃借（ちんしゃく）権と使用賃借（しようたいしゃく）権は違いますので、読み間違いがないようお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足しますと賃借権はお金もしくは物、物納が発生します。使用賃借権の場合は無償となっております。その違いがありますので、意味合いが違ってきますのでよろしくお願いたします。</p>
議長	なければ事務局から何かありませんか。
事務局	①活動記録簿（毎月分）の提出について
議長	以上他にないようでしたら、11回農業委員会総会を終了いたします。

議事録署名者

1番 島田 豊
3番 宇藤 欣喜